

【資料 5】



1 標題（☒協議 ☒報告 ☐レク）

青少年クリエイティブセンター条例施行規則改正（施設予約システムの導入）
及び規則改正に係るパブリックコメントの実施について

2 概要

青少年クリエイティブセンターの専用使用許可（体育室・運動広場など）に係る申請行為について、現行では申請用紙へ必要事項を記入したうえで使用許可申請を行っているところ、市民の利便性向上のため、令和 7 年 4 月 1 日から、すべて公共施設ウェブ予約システムへの入力による電子申請を原則とするよう変更する予定です。

申請方法の変更に伴い、現行の申請方法を定めた規則の改正が必要となることから、「青少年クリエイティブセンター条例施行規則」の一部改正と、その改正に先立ってパブリックコメント（以下「パブコメ」）の募集を以下の要領で実施します。

3 改正案（主要部分）

吹田市立青少年クリエイティブセンター条例施行規則 現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
（利用者登録証の交付等の申請） 第3条 青少年クリエイティブセンターの施設を個人で利用しようとする者は、あらかじめ、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号及び学校名又は勤務先の名前を記載した利用者登録証交付申請書を教育委員会に提出しなければならない。 2 青少年クリエイティブセンターの施設を専用利用しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した専用使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。 （1）申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあっては、担当者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。） （2）使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数（以下「使用日時等」という。） 3 前項の規定による申請は、利用しようとする日（以下「使用日」という。）の前2月から使用日の前3日までにしなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 -----記載なし-----	（利用者登録証の交付等の申請） 第3条 青少年クリエイティブセンターの施設を個人で利用しようとする者は、あらかじめ、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号及び学校名又は勤務先の名前を記載した利用者登録証交付申請書を教育委員会に提出しなければならない。 2 青少年クリエイティブセンターの施設を専用利用しようとする者は、<u>教育委員会が定めるところにより、公共施設の使用許可に係る情報システム（以下「システム」という。）により使用の許可を申請しなければならない。</u> -----削除----- -----削除----- 3 前項の規定による申請は、利用しようとする日（以下「使用日」という。）の前2月から使用日の前3日までにしなければならない。 4 前2項の規定にかかわらず、その他教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 スケジュール

- 令和 7 年 1 月下旬 直近での使用実績がある団体への説明会
- 2 月 1 日 パブコメ開始（市報すいた 2 月号および市 H P にて広報）
- 3 月 2 日 パブコメ終了
- 11 日 パブコメ結果の公表
- 教育委員会会議（規則改正の提案）
- 4 月 1 日 予約システムの稼働開始
- （改正規則の施行）